

財務諸表に対する注記

令和4年3月31日現在

1 継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況はない。

2 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券は満期保有目的債権のみで、購入価額と満期時償還金額との差額を保有年数で均等割りし、満期時まで有価証券手数料等引当資産として計上している。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸の評価方法は個別原価法で行っている。

(3) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の減価償却方法は、定額法で行っている。(償却済み)

(4) 引当金の計上基準

退職給付引当資産 期末退職給与の要支給額に相当する金額を計上している。

(5) リース取引の処理方法

オペレーティングリースである。

リース金額を全額費用計上している。

(6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

3 会計方針の変更

該当なし。

4 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
有価証券	199,748,696	0	0	199,748,696
定期預金	20,000,000	0	0	20,000,000
普通預金	80,251,304	0	35,000,000	45,251,304
小計	300,000,000	0	35,000,000	265,000,000
特定資産				
退職給付引当資産	6,158,536	545,000	0	6,703,536
有価証券手数料等引当資産	330,276	24,000	0	354,276
財政調整積立資産	0	5,000,000	0	5,000,000
文化事業積立資産	5,000,000	0	0	5,000,000
美術館事業積立資産	5,255,560	0	0	5,255,560
小計	16,744,372	5,569,000	0	22,313,372
合計	316,744,372	5,569,000	35,000,000	287,313,372

5 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
有価証券	199,748,696	199,748,696	0	—
定期預金	20,000,000	20,000,000	0	—
普通預金	45,251,304	45,251,304	0	—
小計	265,000,000	265,000,000	0	—
特定資産				
退職給付引当資産	6,703,536	0	6,703,536	6,703,536
有価証券手数料等引当資産	354,276	0	354,276	0
財政調整積立資産	5,000,000	0	5,000,000	0
文化事業積立資産	5,000,000	0	5,000,000	0
美術館事業積立資産	5,255,560	0	5,255,560	0
小計	22,313,372	0	22,313,372	6,703,536
合計	287,313,372	265,000,000	22,313,372	6,703,536

- 6 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

一般会計 (単位：円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
車両運搬具	863,350	▲ 863,349	1
リサイクル預託金	6,750	0	6,750
合計	870,100	▲ 863,349	6,751

鎌倉文学館特別会計 (単位：円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
什器備品	4,958,100	0	4,958,100
合計	4,958,100	0	4,958,100

楠木清方記念美術館特別会計 (単位：円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
車両運搬具	111,295	▲ 111,294	1
什器備品	956,760	0	956,760
合計	1,068,055	▲ 111,294	956,761

- 7 担保に供している資産
 該当なし。
- 8 保証債務（債務保証を主たる目的事業としている場合を除く）等の偶発債務
 該当なし。
- 9 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高
 該当なし。
- 10 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
 該当なし。
- 11 関連当事者との取引の内容
 該当なし。
- 12 重要な後発事象
 該当なし。